

旭川医科大学教育センター共用試験 CBT 部門細則

(令和 6 年 11 月 13 日教育センター運営会議決定)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、旭川医科大学教育センター規程（平成 18 年旭医大達第 95 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、共用試験 CBT 部門（以下「部門」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 部門は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共用試験 CBT の問題作成に関する事
- (2) 共用試験 CBT の実施に係る計画及び運営に関する事
- (3) 共用試験 CBT に必要な施設及び設備に関する事
- (4) その他共用試験 CBT の円滑な実施に関する事

(組織)

第 3 条 部門は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育センターの専任教授
- (2) 基礎医学講座の教授 2 人
- (3) 基礎医学講座の教員 1 人
- (4) 臨床医学講座の教授 1 人
- (5) 臨床医学講座の教員 1 人
- (6) その他部門長が必要と認めた者 若干人

2 前項第 2 号から第 6 号の部門員は、教育センター運営会議の議を経て学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 2 号から第 6 号の部門員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の部門員及び追加の部門員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の部門員は、再任されることができる。

(部門長)

第 5 条 部門に部門長を置き、第 3 条第 1 項第 2 号の部門員のうちから教育センター運営会議議長が指名した部門員をもって充てる。

2 部門長は、部門会議を招集し、その議長となる。

3 部門長に事故があるときは、あらかじめ部門長が指名した部門員がその職務を代行する。

(議事)

第 6 条 部門会議は、部門員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 部門会議の議事は、出席部門員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部門員以外の者の出席)

第 7 条 部門会議が必要と認めたときは、部門会議に部門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 第 2 条第 1 項第 1 号の問題作成にあたり、作成された問題を審議する際には、部門長は臨床医学講座の教員若干人を指名して出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 部門会議の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この細則に定めるもののほか、部門会議の運営に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【制定理由】

教育に関するマネジメント体制の見直しに伴い、教育センターに置かれる各部門の細則を制定するものである。